

我孫子市建設工事フレックス工期契約制度実施要領

令和5年12月14日制定

(目的)

第1条 この要領は、建設工事（以下、「工事」という。）の請負契約において、公共工事の施工の時期の平準化（以下「平準化」という。）に資することを目的に、受注者が一定の期間の範囲（余裕期間）内で工事着手日を選択できる契約方式（以下、「フレックス工期契約制度」という。）を採用することに際し、その取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(フレックス工期契約制度)

第2条 フレックス工期契約制度は、次の各号に掲げる事項を適用するものでなければならない。

- (1) 契約締結後、受注者が一定期間の範囲（余裕期間）内で工事着手日を決定できること。
- (2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めないこと。
- (3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を求めないこと。
- (4) 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行わせないこと。

(対象工事)

第3条 我孫子市が発注する工事であって、平準化を目的として債務負担行為等により早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象とする。

(フレックス工期契約制度の適用)

第4条 フレックス工期契約制度を適用しようとするときは、入札に当たっては実施伺において、随意契約に当たっては、実施伺兼契約締結伺において「フレックス工期契約制度適用」の旨及び工事着手期限日を記載した上で、決裁を受けるものとする。

(フレックス工期契約制度適用の明記)

第5条 フレックス工期契約制度による工事を発注しようとするときは、特記仕様書に次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) フレックス工期契約制度を適用する工事であること。
- (2) 工事着手期限日
- (3) 工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工期の最終日）
- (4) 留意事項

2 前項第4号の留意事項において、フレックス工期契約制度に関する次の事項を教示するものとする。

- (1) 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書（第1号様式）を発注者に通知しなければならない。
- (2) 前号により通知した工事着手日は次の事項を全て満たす場合に変更することができるものとする。

ア 通知した工事着手日の7日前又は変更する工事着手日の7日前の何れか先に到達する日迄に、工事着手変更通知書（第2号様式）により工事着手日の変更を発注者に通知した場合
イ 前払金の請求を行っていない場合

- (3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を要しない。
- (4) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
- (5) 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。
- (6) 前金払は、工事着手日の10日前以降に請求することとする。ただし、債務負担行為に係る契約において、契約会計年度において前払金を支払わない旨を設計図書で定めているときは、契約会計年度中は請求することはできない。

3 第1項第1号から第3号まで及び前項第6号は、入札公告文、指名競争入札通知書又は随意契約における見積依頼書についても明記することとする。

（工事着手期限日及び適正工期の確保）

第6条 工事着手期限日は、契約締結予定日から90日を超えない期間で、かつ、当該工事の予算が配当されている会計年度において定めるものとする。

2 工事着手期限日を定めるときは、工事着手期限日から工期の終期日までの期間をもって適正工期が確保されるよう考慮するものとする。

（議会の承認を必要とする工事）

第7条 フレックス工期契約制度を適用する工事が議会の承認を必要とするものであるときは、第6条中「契約締結予定日」とあるのは、「契約の効力が生ずる予定日」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和5年12月14日から施行する。